



成年後見制度の担い手は、今後ますます必要に！

高齢化の進展により、認知症高齢者の増加にとどまらず、身寄りのない高齢者や親族と疎遠な高齢者が増加傾向に。そのような状況から成年後見制度※の必要性は一層高まっていて、親族以外の第三者による「成年後見人」の需要が増大しています。

今後も増加が見込まれるその需要に、弁護士や司法書士などの専門職がすべて対応することは難しいのです。同じ地域に暮らす住民として、成年後見制度を利用している人と同じ目線で考え、相談し合える「市民後見人」の役割が、これまで以上に期待されています。

※成年後見制度とは、判断能力が十分ではない方の権利を法律的に守る制度のこと。

■市民後見人とは

親族や専門職以外の一般市民による後見人のこと。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理や本人に必要な医療や介護・福祉サービスを利用できるようにするなどの支援です。実際の食事の世話や介護などをするものではありません。

■市民後見人になるには

特に資格などは必要ないですが、成年後見人としての知識や経験を身に付ける必要があります。市民後見人として活動するまでの流れは以下のとおりです。

- ①とまこまい成年後見支援センターが実施する「市民後見人養成講座」を受講
- ②安平町社会福祉協議会が行う法人後見事業のサポーター活動などを行うことにより、実際に後見人としての経験を積む
- ③安平町が整備する市民後見候補者名簿に登録
- ④安平町から後見人として推薦され、家庭裁判所から後見人選任される

市民後見人養成講座について

一般の方が地域で後見人として活動できるよう養成することを目的に毎年開催されている講座です。今年度（令和5年度）の講座も開催を予定しているので、詳しい日程や場所が決まり次第、広報紙などで改めてお知らせします。

支援を必要とする方の身近な存在として、社会貢献活動に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

成年後見制度に関する相談窓口

高齢者の相談窓口

安平町地域包括支援センター 早来地区 ☎ ㊟ 7072 追分地区 ☎ ㊟ 4555

しょうがい者の相談窓口

健康福祉課福祉グループ ☎ ㊟ 7071